

働き方などに中立的な社会保険制度(全被用者への被用者保険の完全適用、第3号被保険者制度廃止)に対する連合の考え方(案)

はたらくのそばで
ともに歩む



1. 基本的な考え方

就労を阻害せず働き方などに中立的な制度の構築をめざす。

➤ 就労を阻害せず

いわゆる収入の壁などにより働き方に制限が生まれないような制度を構築する。

➤ 働き方などに中立的な制度

本人・配偶者について、以下どのような点においても中立的な制度をめざす。

- ・働き方(有期・無期などの雇用形態)
- ・勤務先(法人または個人事業所、業種、企業規模など)
- ・労働時間
- ・収入
- ・ライフスタイル

全被用者への被用者保険の完全適用

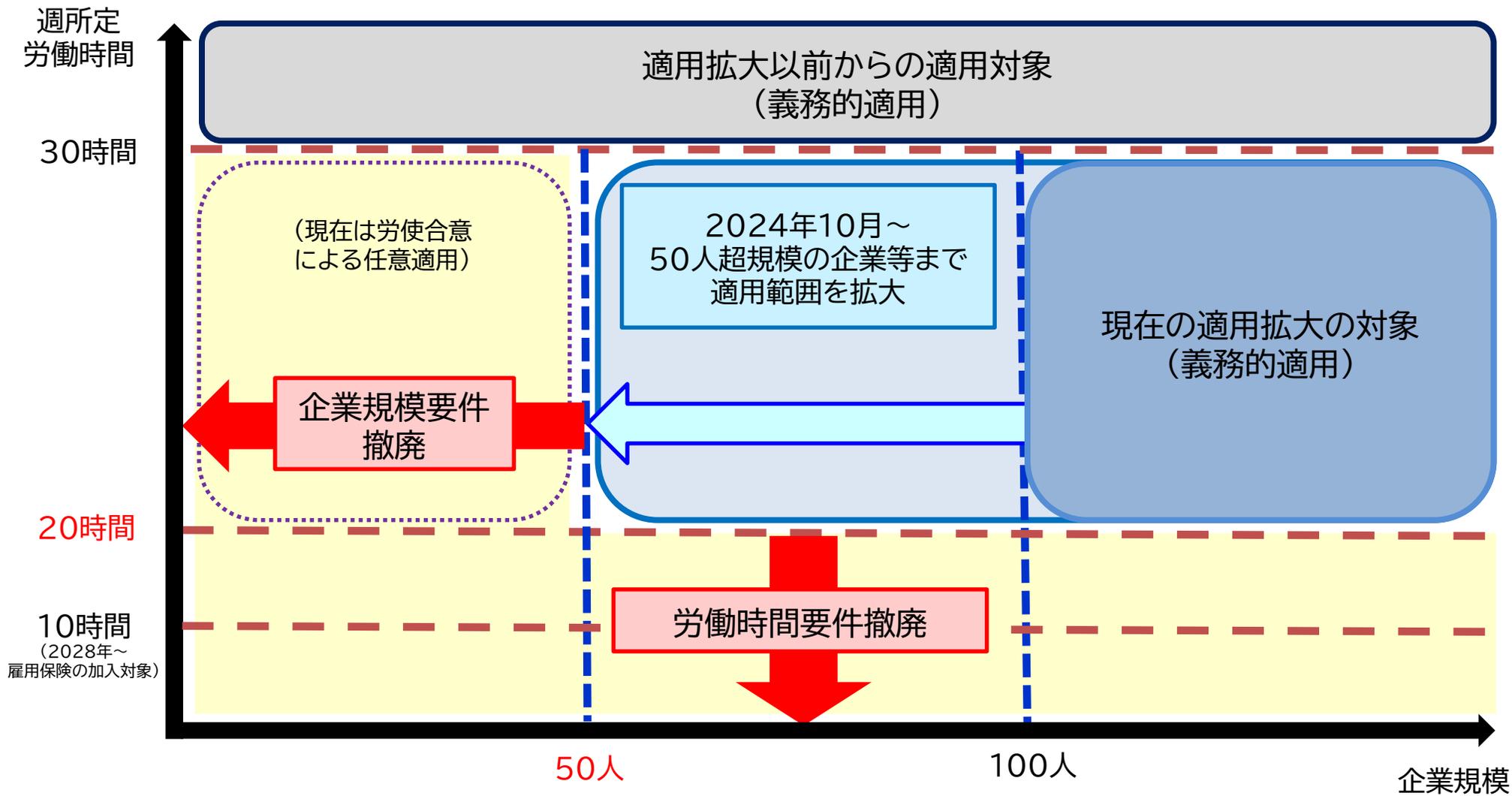
雇用形態、勤務先、労働時間、収入などにより被用者保険の適用有無が変わる現行制度は不合理である。中立的な社会保険制度をめざし、すべての被用者に被用者保険を適用すべきである。

第3号被保険者制度廃止

働き方やライフスタイルが多様化する中で、配偶者の働き方などにより第3号被保険者に該当するかが決まる現行制度は、中立的な社会保険制度とはいえない。また、制度上の男女差はないものの、現状は第3号被保険者の大半を女性が占めていることから、女性のキャリア形成を阻害し、男女間賃金格差を生む原因の一つと考えられる。社会保険の原理原則や負担と給付の関係性も踏まえ、第3号被保険者制度は廃止すべきである。

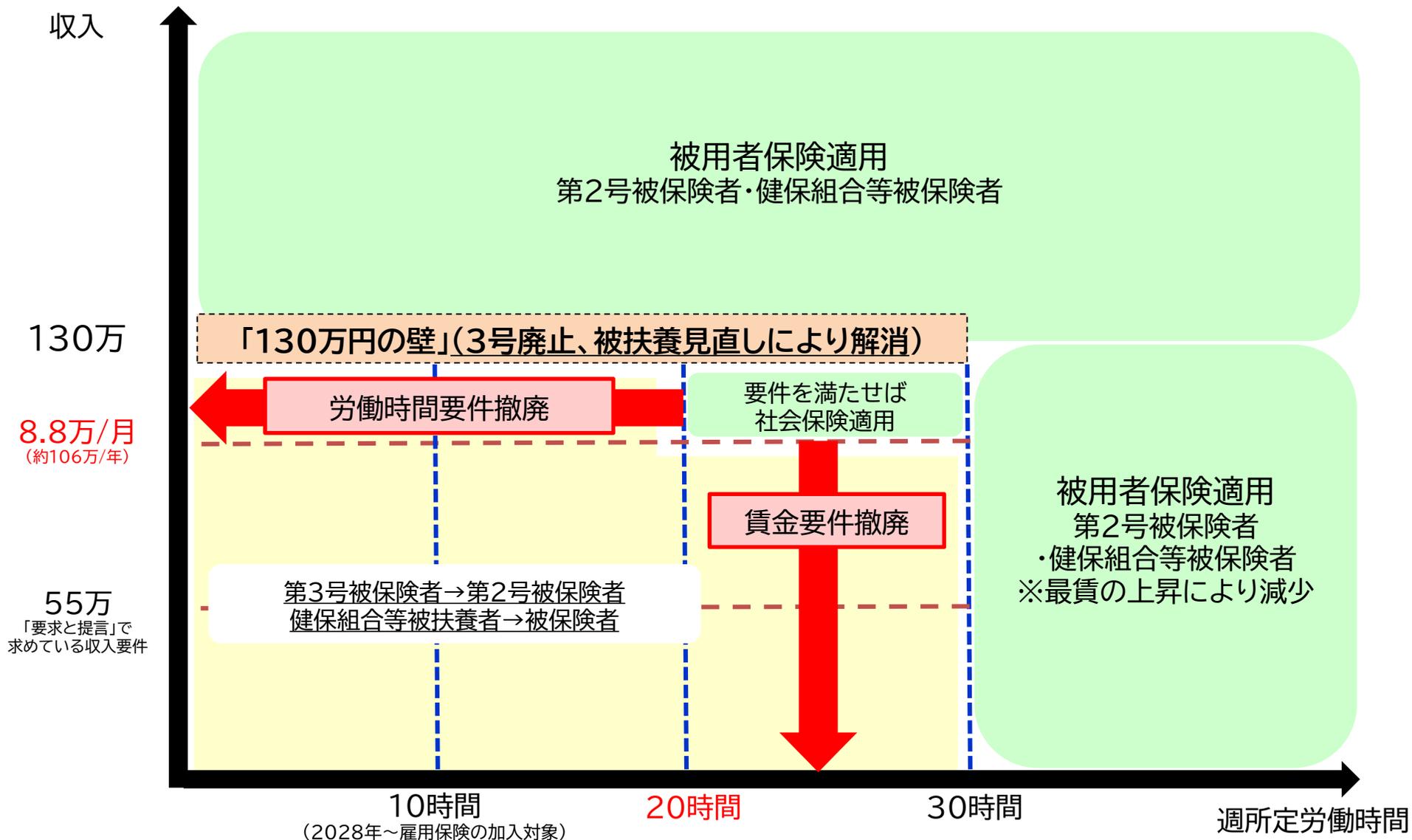
2. 全被用者への被用者保険の完全適用

【企業規模要件、労働時間要件の撤廃】



2. 全被用者への被用者保険の完全適用

【賃金要件の撤廃（収入の壁との関係）】



2. 全被用者への被用者保険の完全適用

【個人事業所に関わる非適用業種、常時雇用する人数要件の撤廃】

| 業種 | 個人事業主 | |
|---|-------------------------|--------------|
| | 常時5人以上の者を使用する事業所 | 5人未満の事業所 |
| 法定17業種（注） | 厚生年金保険・健康保険等 強制適用事業所 | |
| 上記以外の業種（非適用業種） 例：農業・林業・漁業、 宿泊業、飲食サービス業、 理美容業、娯楽業、警備業など | 業種要件 撤廃 | 雇用人数要件 撤廃 |

（注）健康保険法3条3項1号及び厚生年金保険法6条1項1号に規定する以下の業種。

- ① 物の製造、加工、選別、包装、修理又は解体の事業
- ② 土木、建築その他工作物の建設、改造、保存、修理、変更、破壊、解体又はその準備の事業
- ③ 鉱物の採掘又は採取の事業 ④ 電気又は動力の発生、伝導又は供給の事業 ⑤ 貨物又は旅客の運送の事業
- ⑥ 貨物積みおろしの事業 ⑦ 焼却、清掃又はと殺の事業 ⑧ 物の販売又は配給の事業 ⑨ 金融又は保険の事業
- ⑩ 物の保管又は賃貸の事業 ⑪ 媒介周旋の事業 ⑫ 集金、案内又は広告の事業 ⑬ 教育、研究又は調査の事業
- ⑭ 疾病の治療、助産その他医療の事業 ⑮ 通信又は報道の事業 ⑯ 社会福祉法に定める社会福祉事業及び更生保護事業法に定める更生保護事業
- ⑰ 弁護士、公認会計士その他政令で定める者が法令の規定に基づき行うこととされている法律又は会計に係る業務を行う事業

2. 全被用者への被用者保険の完全適用

【被用者保険の完全適用による影響】

| 主体 | プラスの影響 | マイナスの影響、残課題 | 課題解消に向けた視点 |
|---------------|---|--|--|
| 労働者 | <ul style="list-style-type: none"> 年金や医療給付等の充実 壁の解消による労働参加の進展、男女間賃金格差の縮小等 | <ul style="list-style-type: none"> 適用前と比較した場合の手取り収入減少 | <ul style="list-style-type: none"> 被用者保険適用によるメリットや社会保険制度の意義の周知 |
| 企業 | <ul style="list-style-type: none"> 壁の解消による労働参加の進展、労働力確保 | <ul style="list-style-type: none"> 社会保険料負担の増加や事務負担 | <ul style="list-style-type: none"> 労務費を含む価格転嫁の推進 小規模・個人事業所への事務負担軽減のための支援 |
| 年金財政・医療保険財政など | <ul style="list-style-type: none"> 基礎年金の給付水準の引き上げ、それによる所得再分配機能や防貧機能の強化 | <ul style="list-style-type: none"> 被用者の加入・移動による協会けんぽや国保財政への影響 | <ul style="list-style-type: none"> 無就業、無収入の健保等被扶養者(世帯)が国保保険料を支払う仕組みへの見直し |
| 国 | <ul style="list-style-type: none"> 国保の被保険者減少による国庫負担減少 | <ul style="list-style-type: none"> 基礎年金の給付水準の引き上げによる国庫負担増加 | |
| 制度 | <ul style="list-style-type: none"> 働き方や勤務先、労働時間や賃金などによらない中立的な制度の構築 | <ul style="list-style-type: none"> 第1号被保険者の年金保険料とのバランス | <ul style="list-style-type: none"> 第1号被保険者とのアンバランスは所得比例年金制度構築により解消 |

3. 第3号被保険者制度廃止

【第3号被保険者制度の段階的廃止イメージ】



3. 第3号被保険者制度廃止

【当面の考え方】

- 将来的な廃止を明示する。
 - 企業規模要件、労働時間要件、賃金要件の撤廃・引き下げを行う。
 - 社会保険の被扶養基準を年間収入130万円未満(かつ被保険者の年間収入の2分の1未満)から、給与所得控除の給与所得控除の最低保障額(55万円)未満に見直す。
- ⇒第3号被保険者数(健康保険等被扶養配偶者)の減少

【第一段階】

- 新たに第3号被保険者になることができない制度とする。
 - 5年程度の完全廃止までの期間を設けるとともに、既第3号被保険者は以下の制度とする。
 - ・第3号被保険者の配偶者に「『年収850万円未満』または『所得が655万5000円未満』である」との所得制限を設ける(遺族年金の生計維持要件と同様)。
 - ・第3号被保険者本人に「子ども(18歳の誕生日の属する年度末まで、または20歳未満で1級または2級の障害の状態にある婚姻していない子どもに限る)を養育する親である」との要件を設ける(遺族基礎年金の受給要件と同様)。
- ※要件を満たさない第3号被保険者は第1号被保険者となる。その際、世帯単位で見て低所得者への年金保険料の減免措置を設ける(現行の措置の拡充)。
- 個人事業所に関わる要件、短時間労働者の適用に関わる企業規模要件、労働時間要件、賃金要件撤廃により完全適用を実現する。同時に社会保険の被扶養者の収入基準を撤廃する。
- ⇒第3号被保険者(健康保険等被扶養配偶者)の大幅な減少とともに、個人事業所勤務者、複数事業所勤務者、労働者性が認められるフリーランス等を含め、被用者はすべて被用者保険の適用となる。また、社会保険の被扶養者は無就業・無収入の親族のみとなる。

3. 第3号被保険者制度廃止

【第二段階】

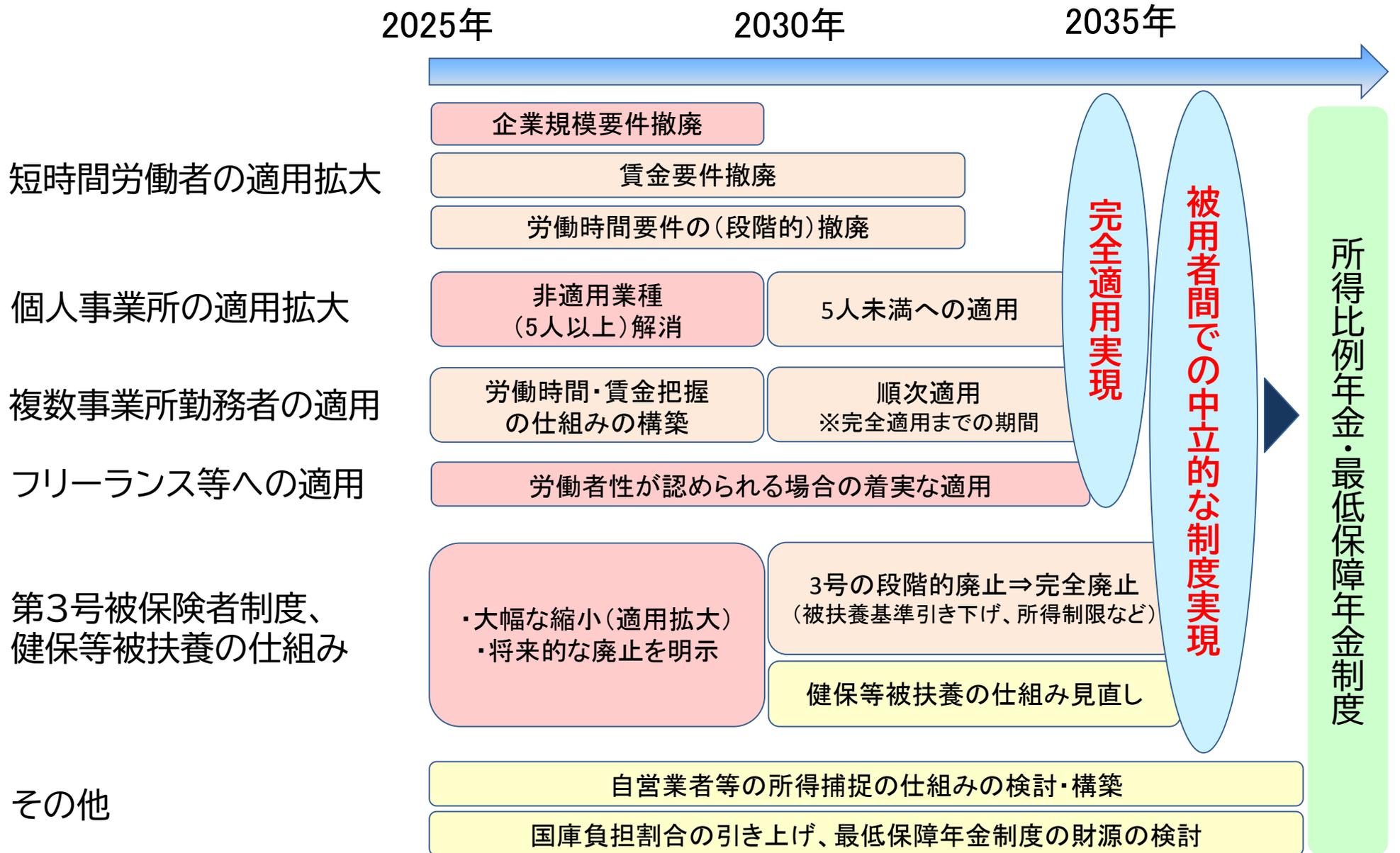
- 第3号被保険者制度を完全廃止(被用者ではない第3号被保険者は第1号被保険者に区分)したうえで、以下の制度とする。
 - ・過去に第3号被保険者期間があった受給者の年金は減額しない。
 - ・完全廃止時点で第3号被保険者である人、受給者ではないが過去に第3号被保険者であった期間がある人について、第3号被保険者としての加入期間にかかる将来の基礎年金は減額せず、受給資格期間にも含める。
 - ・20歳以上の健康保険等被扶養者(無就業・無収入の親族)は国民健康保険に加入する。
 - ・育児期間中の社会保険料免除措置を拡大する。
 - ・無年金・低年金の人に対しては、生活手当(仮称)などの加算で対応する。

自営業者等の所得捕捉の仕組みの検討・構築

国庫負担割合の引き上げ(最低保障年金制度の財源確保)

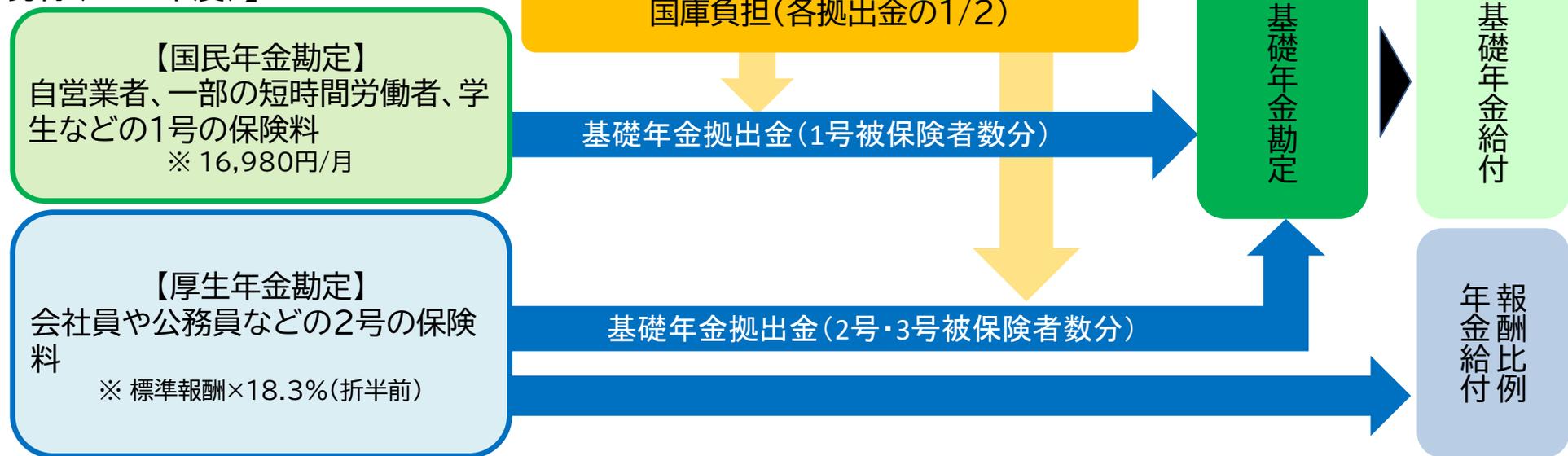
所得比例年金・最低保障年金制度

4. 実現に向けたスケジュールのイメージ

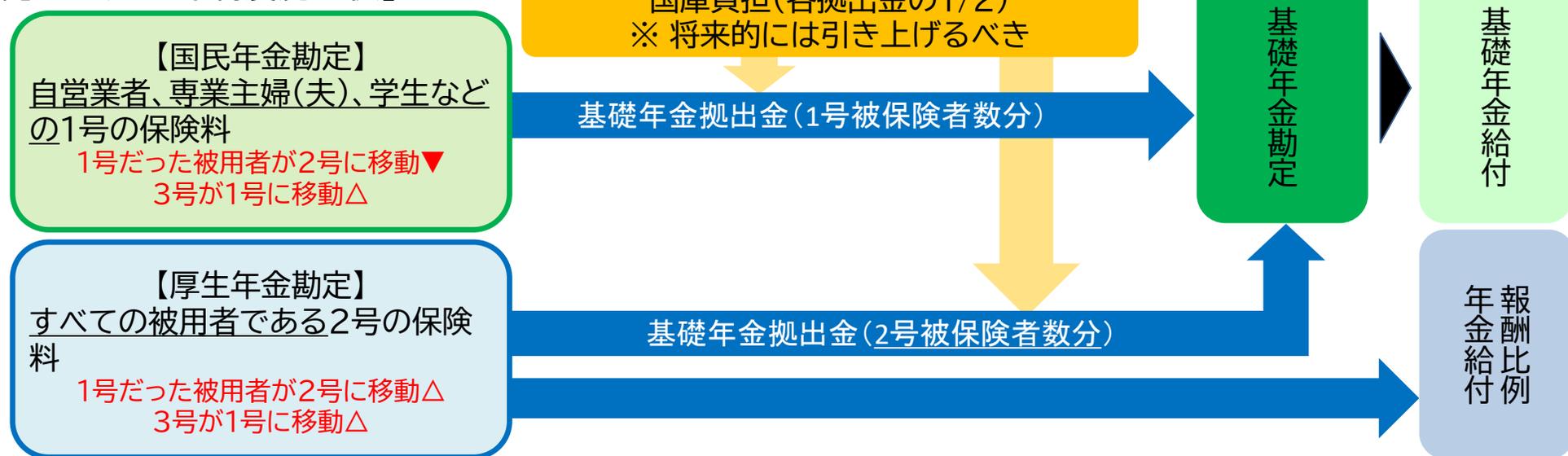


5. 実現後の財政イメージ

【現行(2024年度)】

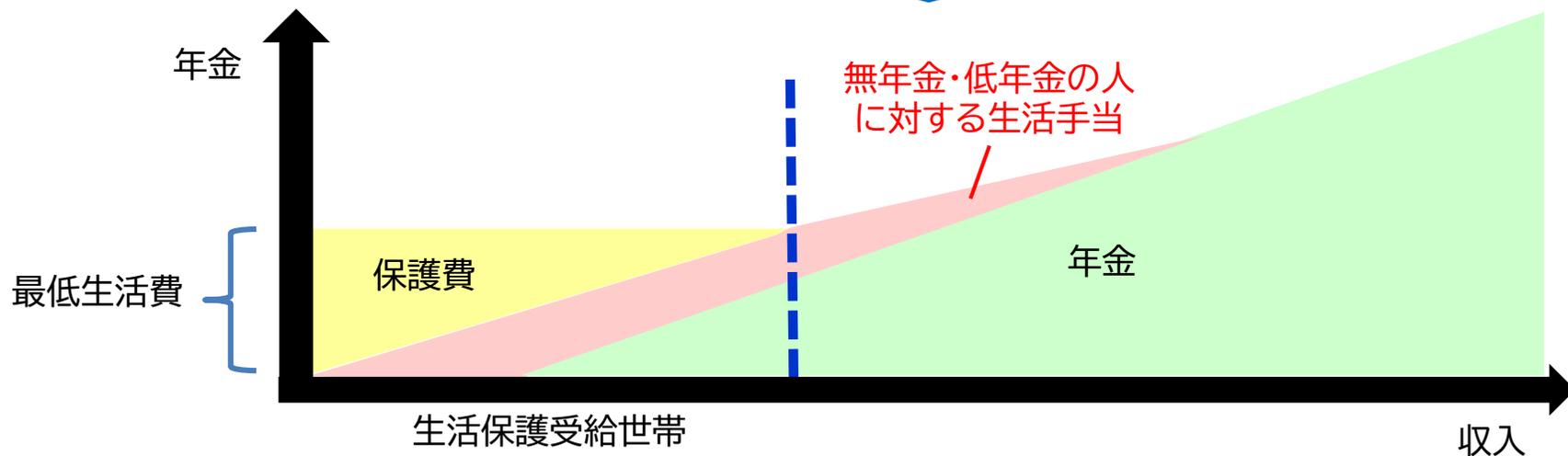
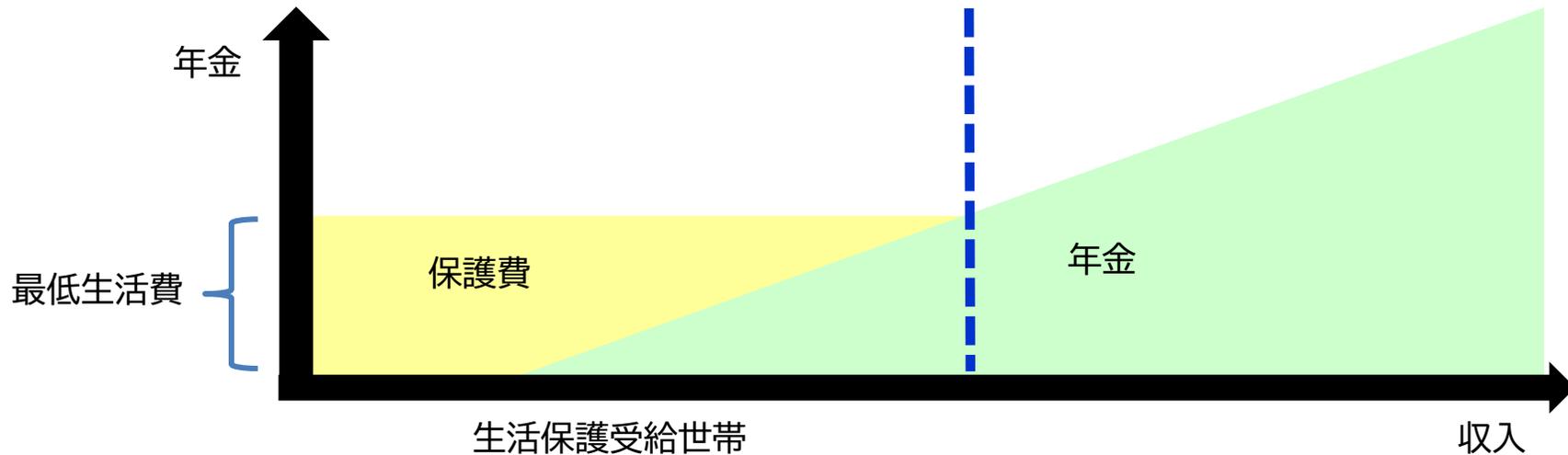


【完全適用・3号制度廃止後】



6. 生活保護制度と生活手当(仮称)イメージ

- 生活保護は最低生活費から年金等の収入を差し引いた差額が保護費として支給される。
- 生活手当の支給は、年金のみで生活できる世帯を増やすことにつながる。



7. 実現後の負担と給付のイメージ

【試算前提】

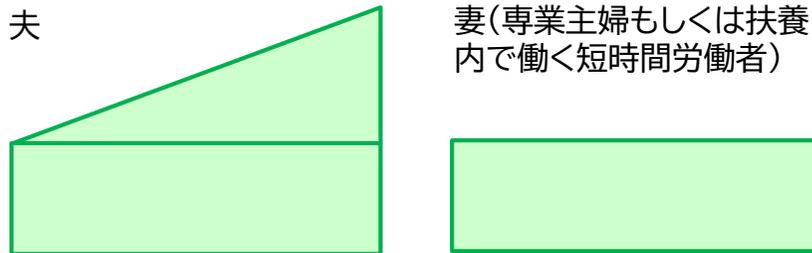
A: 夫(40歳代、フルタイム労働者、協会けんぽ加入、標準報酬月額30万円)、妻(40歳代の専業主婦もしくは扶養内で働く短時間労働者)

B: 夫((1)と同じ)、妻(40歳代の専業主婦)

C: 夫((1)と同じ)、妻(40歳代、週15時間の短時間労働者、協会けんぽ加入、標準報酬月額8.7万円)

<A:現在>

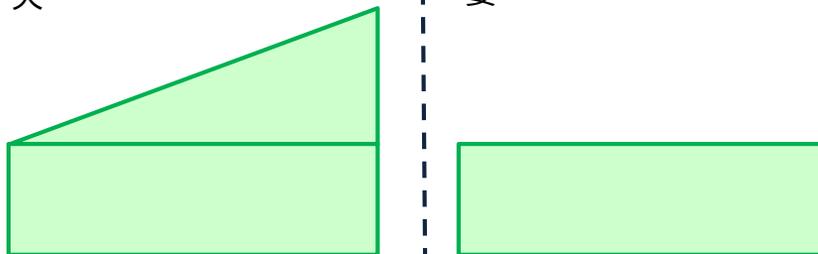
夫
妻(専業主婦もしくは扶養内で働く短時間労働者)



厚年保険料:27,450円
健保保険料:17,370円
年金受給:夫の報酬比例+基礎年金2人分

<B:完全適用、第3号廃止後(片働き)>

夫
妻



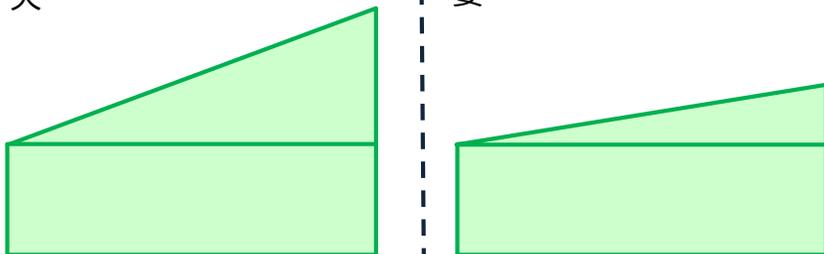
厚年保険料:27,450円
健保保険料:17,370円
年金受給:報酬比例+基礎年金

国年保険料:16,980円(※1)
国保保険料:6,384円
年金受給:基礎年金(※2)

- ※1 保険料負担は増加するが、養育する子がいる場合には、保険料免除措置を適用。
- ※2 働くことができず、無年金・低年金の人に対しては、生活手当(仮称)などの加算を行う。

<C:完全適用、第3号廃止後(共働き)>

夫
妻



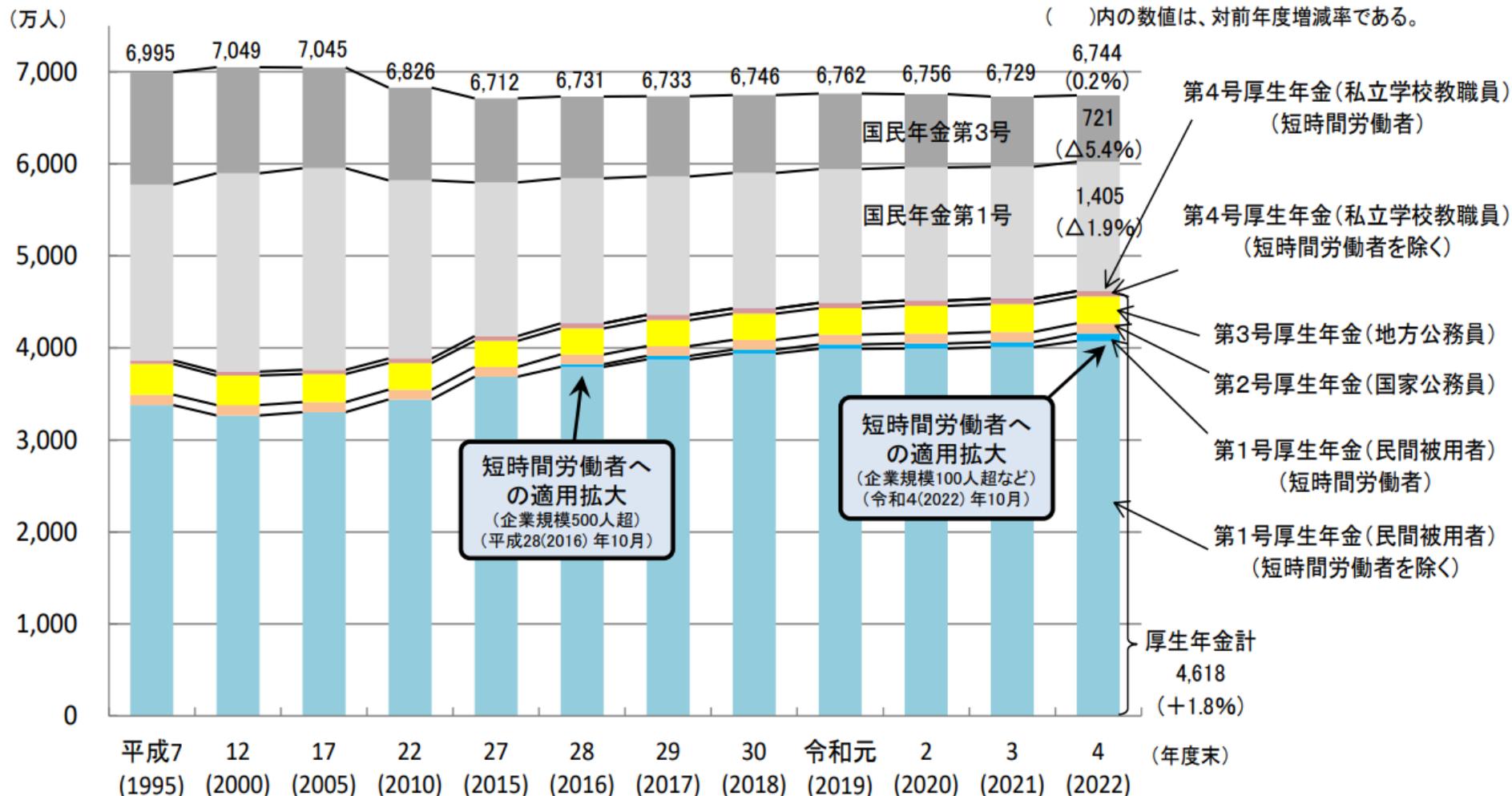
厚年保険料:27,450円
健保保険料:17,370円
年金受給:報酬比例+基礎年金

厚年保険料:8,052円(※3)
健保保険料:5,095円
年金受給:報酬比例+基礎年金

※3 現行の厚生年金保険料額表は下限が8.8万円のため、8.8万円の等級で計算

【参考1】国民年金被保険者数

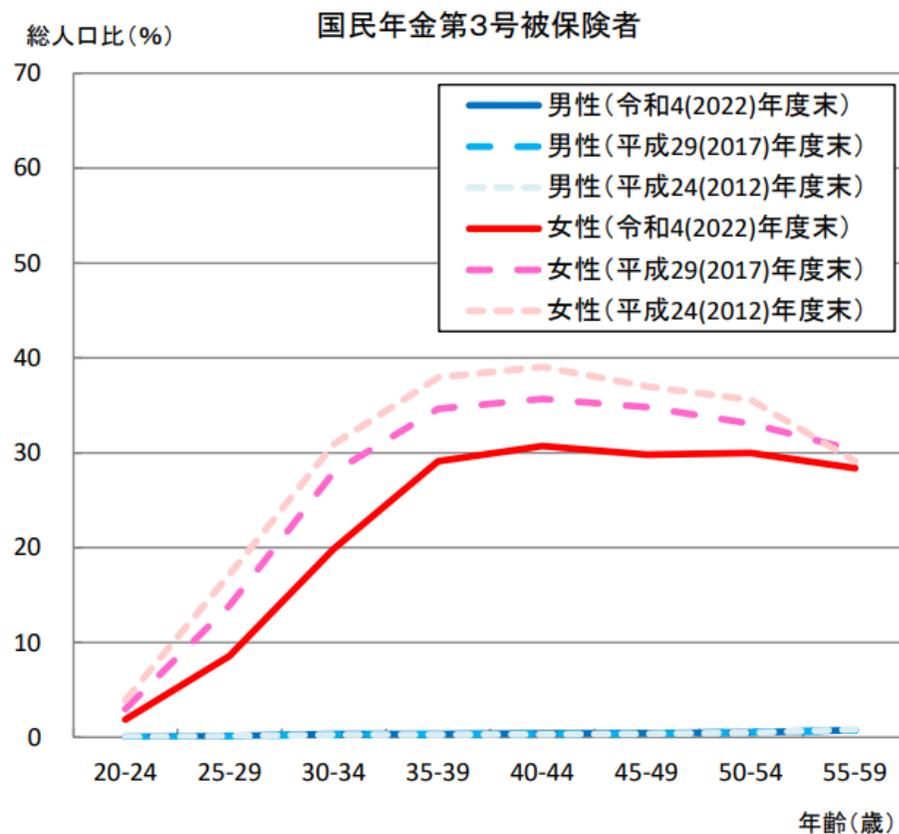
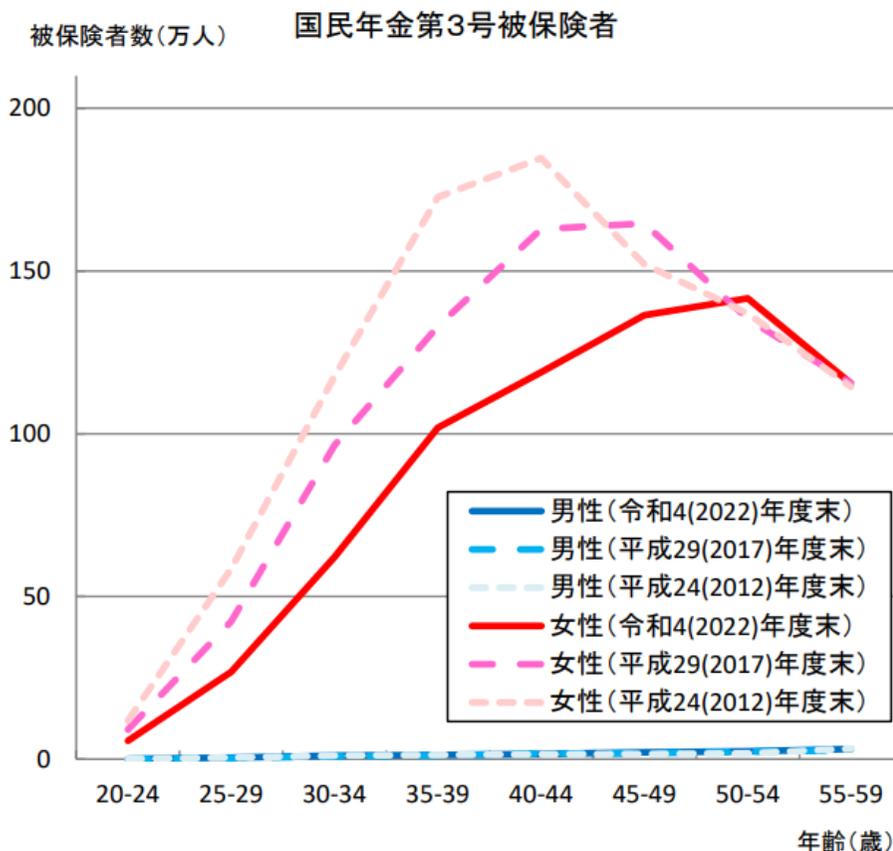
- 国民年金第3号被保険者は減少傾向だが2022年度末で721万人存在する。
- この間の被用者保険の適用拡大により国民年金第2号被保険者は増加している。



出所: 社会保障審議会年金部会(2024.4.16)資料を連合で加工

【参考2】国民年金第3号被保険者の変化

- 国民年金第3号被保険者の女性では、49歳以下の被保険者数の減少が著しい。
- 被保険者数を人口比で見ると、男性は5年前から大きな変化はなく、女性は5年前と比べ、全ての年齢階級で低下している。



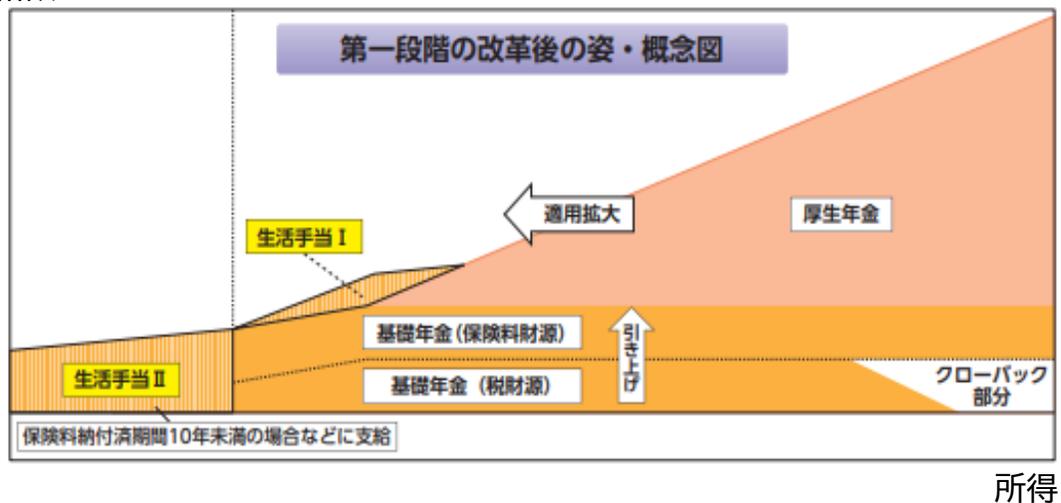
【参考3】所得比例年金制度創設までの取り組み

取り組み内容

【社会保障構想で掲げた第一段階の改革】

基礎年金の給付水準の改善に加えて、生活手当Ⅰ（低年金者への加算の充実）、生活手当Ⅱ（働く意思があるすべての者への支援）を創設し、生活保障機能を高める。

年金受給額



全労働者(曖昧な雇用で働く者を含む)への社会保険の完全適用

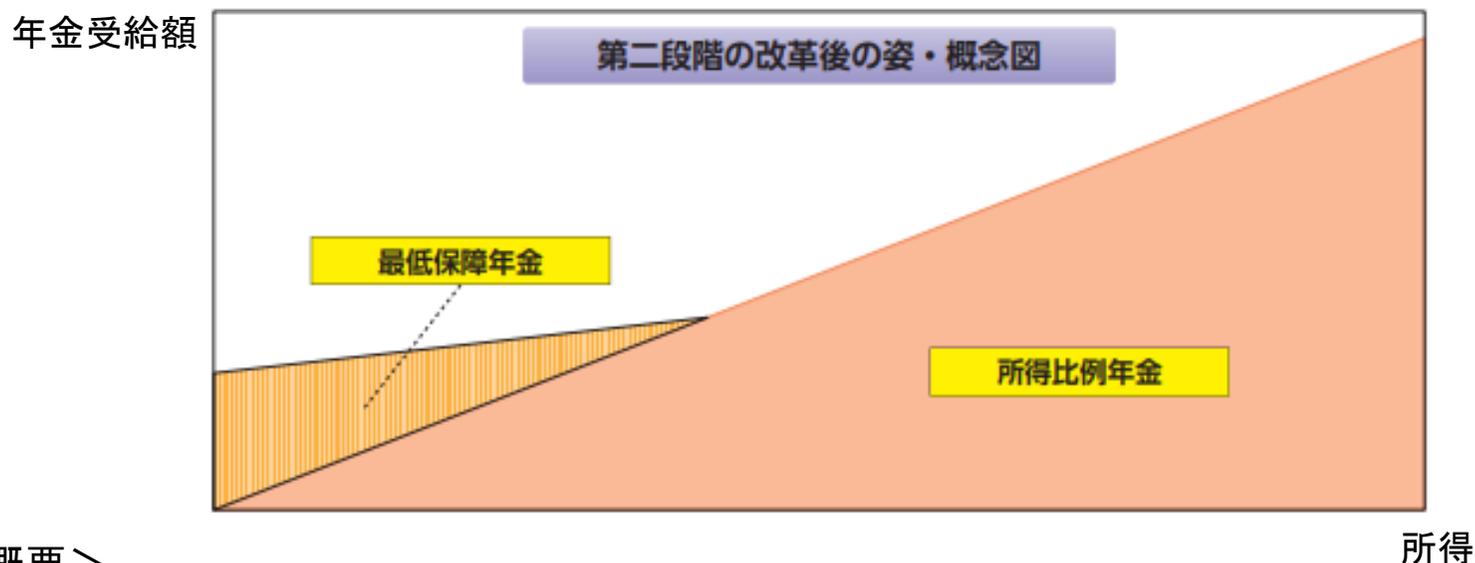
第3号被保険者制度廃止

自営業者等の所得捕捉の仕組みの確立

基礎年金の国庫負担割合の引き上げ

すべての者が加入する所得比例年金制度

【参考4】所得比例年金・最低保障年金制度



<概要>

○所得比例年金の一元化

フリーランス、自営業者等の所得比例年金を創設したうえで、自営業者等や無業・無収入を含むすべての者が同じ所得比例年金制度に加入する(第1号・第2号・第3号区分を廃止)。

○最低保障年金の創設

働く意思の有無によらずすべての者の所得保障を確立するため、最低保障年金を創設する。

<効果>

○いわゆる「収入の壁」がなくなり、公平な制度となる。

○最低保障年金を創設することで、無年金・低年金対策となる。